

香美町立村岡中学校いじめ防止基本方針

1 学校の方針

校訓「自立・敬愛・礼節」のもと、生徒の学びを大切に、人が大切にされる温かな学校を理想の学校像として教育実践に取り組んでいる。また、学校教育目標を「ふるさとを愛し、自他を大切にして、志高く未来を切り拓く生徒の育成」とし、自らが主体的に判断し行動できる「心豊かな人づくり」に取り組むとともに「命の大切さを基盤とした、全教育活動による心の教育の推進」を目指している。

全ての生徒が安心して日々の学校生活を送り、有意義で充実した様々な教育活動に取り組むことができるよう、教職員が生徒とともに、いじめを抑止し人権を守る土壌を育み、いじめを許さない学校づくりを推進する。

そのために日常の指導体制等を確立し、**いじめの未然防止、早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ迅速な解決を図る**ことを目指し、いじめ防止基本方針を定める。

2 基本的考え方

- **いじめは全ての生徒に関係し、全ての学校で起こり得る**という認識を全教職員が持ち、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として取り組む。
- いじめは人権侵害であり、**人として決して許される行為ではない**。また、いじめを受けた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす行為である。これらのことを生徒が十分に理解し、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないようにすることを旨として取り組む。
- いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であると認識し、県、町、学校、家庭、地域その他関係者の連携の下、**総がかりでいじめの問題を克服する**ことを目指して取り組む。

取組に当たっては、次のような認識を全教職員が共有するとともに、以下の指導体制を構築しいじめ防止等を包括的に推進する。

〈いじめの定義〉

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為で（インターネットを通じて行われるものを含む）あって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第2条より）

〈いじめの問題の克服に向けた基本的な方向〉

- (1) 自分で判断し、行動できる人間に生徒を育てる。
生徒会活動等での主体的な活動を通じ、いじめ防止の活動や携帯電話・インターネットの使用のルールづくり等について自分たちで考え実行する。教職員は日常の望ましい生活態度の形成をはじめ、発達段階に応じて自ら解決できるよう支援する。
- (2) 生徒同士の心の結びつきを深め、人間関係を豊かにする。
教育活動全体を通じて自己有用感や規範意識を醸成する。また、生命や人権を尊重する教育を推進し、児童生徒の多様性が生かされ、互いの違いを認め合う学級経営を行う。また、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒との交流及び共同学習を進め、相互理解を促進する。
- (3) いじめの問題に組織的に取り組む
学校いじめ防止基本方針に基づき、未然防止、早期発見・対応に向けた教職員の対応能力を向上させるとともに、教職員間の情報共有と家庭・地域との連携強化を図る。
- (4) いじめの問題に関する正しい理解の普及啓発に努める。
教職員の共通理解の下、いじめの防止等の重要性について、児童生徒への指導や保護者・地域への啓発に取り組む。

3 いじめ防止等の指導體制、組織的対応等

(1) 日常の指導體制

いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、スクールカウンセラーなどの心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導體制などの校内組織及び連携する機関を別に定める。

(別紙1 日常の指導體制)

また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。

(別紙2 チェックリスト)

(2) 未然防止及び早期発見のための年間指導計画

いじめ防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行う。そのために、取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめの対応に係る教職員の資質向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

(別紙3 年間指導計画)

(3) いじめを認知した際の組織的対応

いじめ問題への組織的な取組を推進するため、その中核となる「いじめ対応チーム」を設置する。このチームを起点として教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。また、組織が有効に機能しているか等について、学校評価等において目標を定め定期的に点検・評価し、必要に応じて改善を行い、生徒の状況や地域の実態に応じた取組を行う。

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、緊急会議を開催する。いじめの情報の共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携など、迅速な解決に向けた組織的対応を別に定める。

(別紙4 組織的対応)

4 重大事態への対応

〈重大事態とは〉

- ア) 「いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」があると認めたとき
イ) 「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があると認めたとき
※児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があったときを含む
(いじめ防止対策推進法 28 条より)

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、県(町)教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対応委員会に専門的知識及び経験を有するスクールカウンセラーなど外部の専門家や人権擁護委員、民生・児童委員などの有識者を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。

なお、事案によっては、県(町)教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

5 その他の事項

本校は、生徒、保護者、地域の願いを真摯に受け止め、信頼される学校づくりを目指している。そして、開かれた学校となるよう、更なる情報発信に努める。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、PTA総会や学校評議員会をはじめ、学級懇談会、地区別懇談会、教育講演会など、あらゆる機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。

また、いじめ防止等を実効性の高い取組を実施するため、本方針が実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直す。さらに、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。